

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 大橋 雅昭  様  あて名 〒570-8677 日本国大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号三洋電機株式会社内	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 09.10.2012	

出願人又は代理人 の書類記号 P1101408W001	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
--------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 2 / 0 6 7 7 6 9	国際出願日 (日.月.年) 12.07.2012	優先日 (日.月.年) 22.07.2011
---	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02J17/00(2006.01)i, H01M10/46(2006.01)i, H02J7/00(2006.01)i, H02J7/02(2006.01)i
---

出願人 (氏名又は名称) 三洋電機株式会社
--------------------------

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見</li></ul> <p>2. 今後の手続き</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p> <p>3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。</p>
--

見解書を作成した日 01.10.2012
-------------------------

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 宮本 秀一 電話番号 03-3581-1101 内線 3568	5 T	3357
--	--	-----	------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 提出手段  紙形式

電子形式

b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2008-206297 A (ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社) 2008.09.04, 段落【0028】-【0029】, 【0055】-【0059】, 図1, 2 (ファミリーなし)
- 文献2 : 日本国実用新案登録出願2-018454号(日本国実用新案登録出願公開3-109175号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(横河電機株式会社)1991.11.08, 第3頁第15行-第4頁第7行, 第5頁第10行-第9頁第6行, 図1, 5 (ファミリーなし)
- 文献3 : 日本国実用新案登録出願2-063232号(日本国実用新案登録出願公開4-021977号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(横河電機株式会社)1992.02.24, 第4頁第5行-第11行, 第5頁第14行-第8頁第11行, 図1, 2, 5 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 4-140924 A (株式会社明電舎) 1992.05.14, 全文, 図1, 2, 4 (ファミリーなし)
- 文献5 : JP 2007-234541 A (ソニー株式会社) 2007.09.13, 段落【0030】-【0033】, 図1, 2 (ファミリーなし)

請求項1-3, 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4により進歩性を有しない。

(請求項1について)

文献1には、「セットされる充電台(1)の送電コイル(10)に電磁結合されて、内蔵電池(15, 45)に充電電力を供給して充電する受電コイル(14)を備える電池内蔵機器(2)であって、前記送電コイルから出力される交流信号を検出する交流検出回路(43)を備え、この交流検出回路が、前記受電コイルに誘導される交流信号またはこの交流が整流された整流後の脈流を検出して、充電台の送電状態を判定するようにしてなる電池内蔵機器であって、前記交流検出回路が、前記受電コイルに誘導されるアナログ信号または整流後のアナログ信号をデジタル信号に変換するA/D変換回路(電圧・波形検出器52)と、このA/D変換回路の出力から充電台の送電状態と非送電状態とを判定するマイクロプロセッサ(制御回路50)とを備え、前記A/D変換回路が、受電コイルに誘導される信号または整流後の信号をデジタル

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

信号に変換してマイクロプロセッサに出力し（段落【0056】）、マイクロプロセッサがA/D変換回路から入力される信号で、送電状態と非送電状態（端末載置台への自端末2の接近、離脱）とを判定する（段落【0028】－【0029】、【0059】）「電池内蔵機器」が記載されている。

A/D変換回路を用いてアナログ信号をデジタル信号に変換する際に、A/D変換をランダムなタイミングで行うことにより、アナログ信号の検出精度を高めることは、文献2（特に図1，5）、文献3（特に図1，2，5）、文献4（特に図1，2，4）にあるように周知の技術である。

引用文献1に記載された発明において、A/D変換回路におけるアナログ信号の検出精度を高めるために、上記周知技術を採用することは、当業者にとって容易である。

（請求項2，3，5について）

文献1の段落【0029】には、二次側コイル14から発生する電圧値と基準電圧値との比較結果に基づいて、クレードル1の端末載置台上の最適位置範囲内に携帯電話端末2が入っているか否かを、ユーザに音の出力や画像の表示等により報知可能とすることが記載されている。

文献1に記載された発明において、該報知を行うための手段として、例えば「最適位置範囲内では点灯し、最適位置範囲外では消灯するLED」等を採用することは、当業者が適宜なし得ることである。また、そのようなLEDを携帯電話端末2に設けた場合、送電状態では内蔵電池および受電コイルから該LEDに動作電力が供給され、非送電状態では内蔵電池から該LEDへの動作電力の供給が遮断されることは、当然のことである。

請求項4に係る発明は、文献1－4と、国際調査報告で引用された文献5とにより進歩性を有しない。

文献5には、電池の充電状態をコントロールする制御回路（20）を有し、充電状態では制御回路に動作電力が供給され、非充電状態では電池から制御回路への動作電力の供給が遮断されるようにする（段落【0030】－【0033】）ことにより、放電時や待機時における電池容量の自己放電を少なくすることが記載されている。

文献1に記載された発明において、文献5に記載された制御回路を採用することは、当業者にとって容易である。